「おかやま森づくり県民税」に関する事業成果とこれからの使途事業の概要



平成21年９月

岡山県農林水産部林政課

は　じ　め　に

岡山県では、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止など森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、県民一体となって森林の保全に取り組むことを目指して、平成１６年４月に「おかやま森づくり県民税」を導入し、５年間にわたり、県民や事業者の皆様に薄く広く負担をお願いし、それを財源として各種の森林保全事業を実施してまいりました。

また、本税は、事業の実施期間を概ね５年間とし、政策税制としての導入効果を検証した上で、制度の見直しを検討することとされていることから、平成２０年度には「岡山県税制懇話会」において、課税を継続することの必要性をはじめ、制度設計やこれまでの事業成果を検証するとともに、主として、今後における効果的な使途事業について審議いただき、同年１１月に報告書が知事に提出されました。

県では、岡山県税制懇話会の提言を尊重しながら、検討した結果、引き続き森林の保全に努める必要があることから、課税期間を平成２１年４月から５年間延長することとし、①水源のかん養、地球温暖化防止などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり、②森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進、③森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進を３つの柱とする各種の森林保全事業を継続的に実施することとしたところです。

本書は、おかやま森づくり県民税に関し、平成１６年度から２０年度までの５年間で実施した森林保全事業の実績及び成果の検証、税制度見直しの経過、新たな課税期間（平成２１年度か２５年度までの５年間）における使途事業の推進方向などについて取りまとめたものです。県民の皆様には、本県の森林・林業の現状やおかやま森づくり県民税に対する理解をより深めていただくため、広くご活用いただければ幸いに存じます。

平成２１年９月
岡山県農林水産部
林政課長　廣　井　睦　生

（目　　次）

● これまで（平成１６年度～２０年度）のおかやま森づくり県民税

１　おかやま森づくり県民税事業の検証・成果（平成16年度～20年度）

Ⅰ　水源のかん養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり ……1

Ⅱ　森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進 ……3

Ⅲ　森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進 ……5

２　税収の推移等 ……7

３　岡山県税制懇話会報告書（平成20年11月）の概要 ……9

● これから（平成２１年度～２５年度）のおかやま森づくり県民税

１　おかやま森づくり県民税の課税期間の延長……12

２　おかやま森づくり県民税の仕組み……12

３　おかやま森づくり県民税の使途……13

４　平成２１年度「おかやま森づくり県民税」事業の概要……19

〔資料編〕……21

▶ これまで（平成１６年度～２０年度）のおかやま森づくり県民税

１　おかやま森づくり県民税の検証・成果（平成１６年度～２０年度）

おかやま森づくり県民税は、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止など、すべての県民が享受している森林が有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林の保全に関する施策の一層の推進を図るため、環境先進県を目指す観点から、全国に先駆けて平成１６年４月に導入したものです。

おかやま森づくり県民税は、森林の保全に係る県民税の特例に関する条例（平成１５年岡山県条例第６１号）において、岡山県おかやま森づくり県民基金（以下「おかやま森づくり県民基金」という。）に積み立てることと規定しており、緑豊かで健全な森づくりを県民の理解と協力の下に推進するために活用することとしています。これを踏まえ、岡山県では、岡山県税制懇話会の提言（平成１５年１０月）に従いながら、「水源のかん養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり」、「森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進」、「森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進」を３つの柱として各種の森林を保全するための施策を展開してきました。

その結果、森林の保全に関する多くの事業を実施し、次に報告するとおり、森林の整備や再生、担い手の確保、木材の利用、県民参加の森づくりなどを行うなど、大きな成果が得られたところです。また、岡山県が森林の保全を目的として超過課税を行ったことは他県にも大きく影響しており、平成２１年４月１日現在、３０の県が超過課税を行うまでに広がりをみせるかたちで、波及効果が生じています。

（施策の基本方針）
- Ⅰ　水源のかん養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり
- Ⅱ　森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進
- Ⅲ　森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

Ⅰ　水源のかん養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり
〔1,548,840千円〕

（１）健全な人工林の整備　（1,465,137千円）

水源のかん養や県土の保全など森林の持つ公益的機能を高めるため、奥地人工林の間伐や平成１６年台風第２３号による風倒木被害地の復旧などの支援を行いました。

- 奥地人工林等の間伐　5,501ha
- スギ間伐材の搬出（22,818㎥）　407ha
- 平成16年台風第23号被害の復旧支援　2,271ha　　計　8,179ha


奥地林の間伐（高梁市）

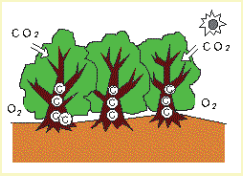

スギ間伐材の搬出（西粟倉村）


台風被害の復旧支援（津山市）

整備した8,179haの森林は、次のような働き（森林の公益的機能）が期待されます。

① １２万６千人の人間が呼吸により排出する量（年間）の二酸化炭素を吸収します。
また、自家用乗用車が排気する二酸化炭素量（年間）では１万７千台に相当します。

森林は光合成により二酸化炭素を吸収し酸素を放出する。このような働きは、森林の「二酸化炭素吸収機能」として評価される。



■二酸化炭素吸収量試算

1.35t-C ※1 × 3.67 ※2 ＝ 4.95t-CO_2 ※2

4.95t-CO_2 × 8,179ha ＝ 40,486t-CO_2

40,486t-CO_2 ÷ 320kg ※3 ≒ １２．６万人

40,486t-CO_2 ÷ 2,300kg ※4 ≒ １．７万台

※１：１ha当たりの炭素吸収量（林野庁試算数値）　※２：二酸化炭素の重量に換算 $\frac{44(CO_2分子量)}{12(Cの原子量)}$ ≒3.67

※３：人間１人が呼吸により排出する年間二酸化炭素排出量（林野庁ＨＰから引用）

※４：自家用車１台の年間二酸化炭素排出量（林野庁ＨＰから引用）

② ２２万５千人の生活用水（年間）に相当する水資源を蓄えます。

森林は雨水を森林土壌に浸透させ、水質を改善し、利用可能な水として少しずつ安定的に河川等に流出させる働きがある。このような働きは、森林の「水源かん養機能」として評価される。



■流域貯水量試算（日本学術会議の「森林の公益的機能評価額」算出方法に基づく）

3,151,000ℓ ※5 × 8,179ha ＝ 25,772,029,000ℓ

25,772,029,000ℓ ÷ 114,245ℓ ※6 ≒ ２２．５万人

※５：１ha当たりの流域貯水量　※６：１人当たり年間使用量（2003年値、国土交通省水資源部調べ）

③ １０tダンプトラック３８万８千台分の土砂の流出を防ぎます。

森林は降雨による地表への衝撃エネルギーを緩和するとともに、落葉落枝により地表面の浸食を抑制する。また、森林土壌は水の浸透能が高いため、地表を流れる雨水の量を減少させる。このような働きは、森林の「土砂流出防止機能」として評価される。



■浸食防止量試算（森林と無立木地の浸食土砂量の差を森林による浸食防止量とする 日本学術会議の「森林の公益的機能評価額」算出方法に基づく）

261㎥ ※7 × 8,179ha ＝ 2,134,719㎥

2,134,719㎥ ÷ 5.5㎥ ※8 ≒ ３８．８万台

※７：１ha当たりの浸食防止量　※８：１０tダンプトラック容量

（２）多様な森づくり、特に重要な森林の公的整備　（83,703千円）

森林が有する公益的機能を永続的に発揮させるため、主要なダム上流域の人工林を県有林化して整備しました。

・水源の森の県有林化	68ha
森林整備（除間伐）	25ha
遊歩道整備	1,712m
管理車道等整備	800m
駐車場整備	497㎡
案内看板設置	7基



水源の森（鏡野町）

Ⅱ 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

〔537,899千円〕

（１）林業労働者の就労条件の整備、若い担い手の育成　（186,740千円）

森林整備を適正に推進するには、担い手の確保が不可欠であり、新規に労働者を雇用した林業事業体に対し、現場研修経費を支援するとともに、岡山県又は市町村が管理する森林利用施設を新規就業者の研修の場として提供して、林業に必要な知識や技能を有する人材を育成しました。

・新規就業者の現場研修経費の助成　実113人（延216人、延71事業体）
・新規就業者の研修の場の提供　延103箇所（延952ha、延10,895人）

支援した１１３人のうち、８１人(７２%)の若い人が担い手として活躍しています。
また、森林組合で働く３９歳以下の人の割合が増えています。

■森林組合作業班員の推移（39歳以下の人の割合）

H15　89人／503人※９（１８%）　→　H19　122人／525人（２３%）

※９：39歳以下の作業員数／全作業員数

（林政課調べ、「森林組合統計」農林水産部組合指導課）



新規就業者の現場研修（美咲町）

（２）木材の利用促進　（351,159千円）

県産材の利用促進は、林業や木材産業を活性化させるだけでなく、森林の整備や地球温暖化防止に重要な役割を果たすこととなるため、県産材を使用して製作したベンチを「晴れの国おかやま国体」会場や「全国都市緑化おかやまフェア」会場等に設置したほか、公共施設や学校等の内装の整備、公共事業等において、間伐材や１６年台風第２３号により発生した風倒木を積極的に活用しました。

・県民室のカウンター等の木質化	2㎥（　1箇所）
・公共施設等の整備	371㎥（334箇所）
・治山施設等への風倒木、間伐材等の活用	952㎥（ 65箇所）
・暗渠排水の実証研究への木材チップの活用	27㎥（　2箇所）
・高校生が提案する施設整備に係る木材の利用	69㎥（ 10高校）
計	1,421㎥（412箇所）



ベンチ（都市緑化ﾌｪｱ会場　岡山市）



保育園の内装整備（倉敷市）



落石防護柵（高梁市）

間伐材９万４千本に相当する県産材を利用しました。

■直径10cm、長さ1.5mの間伐材に換算
(0.1m)^2 × 1.5m ＝ 0.015m^3(間伐材１本当たり材積)
1,421m^3 ÷ 0.015m^3／本 ≒ ９．４万本


休憩所（岡山市表町）

また、この木材を長く利用することにより、１９３世帯分の二酸化炭素排出量(年間)に相当する１，０６１ｔの二酸化炭素が木材の中に貯蔵され、地球温暖化の防止に貢献しています。

■木材の二酸化炭素固定量
1,421m^3 × 0.407t／m^3 ※10 × 0.5 ※11 ＝ 289.17t-C ※12
289.17t-C × 3.67 ※13 ＝ １，０６１t-CO_2
1,061t-CO_2 ÷ 5.5t-CO_2 ※14 ≒ １９３世帯

※10：容積密度数(生材の体積当たりの実質量)、ヒノキ材 0.407t／m^3
（森林総合研究所ＨＰから引用）
※11：炭素率 50%（森林総合研究所ＨＰから引用）
※12：木材に含まれる炭素重量
※13：※２に同じ
※14：一世帯当たりの年間二酸化炭素排出量 約5.5t（2002年度 環境省ＨＰから引用）


学童用机・椅子（倉敷市）

木材を無駄なく、さまざまな用途に幅広く使用するため、木質バイオマス資源の利用に係る技術の開発や実用化を検討しました。

・木質新素材製造の事業化の調査及び検討　１式
・事業実現化に係る支援　２市

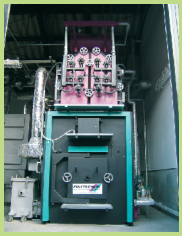
地域において、製材端材や間伐材、風倒木など木質バイオマスを活用する新たな実験や事業が行われています。

①　真庭地域では、木質バイオエタノールの製造実証、エタノールをガソリンに３％混合したＥ３燃料による公用車走行（社会実験）を実施しました。





②　津山市では、木質バイオマスによる燃料ボイラーの実用化に向けた検討が行われ、市営温泉施設にチップボイラーが導入されました。


Ⅲ 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

〔153,267千円〕

（１）県民への情報提供等　（41,042千円）

森林や林業の役割やその重要性、岡山県の現状と課題、おかやま森づくり県民税を活用した事業を各種の広報媒体、街頭ＰＲ、パンフレット、シンポジウムの開催などにより、県民へ分かりやすく情報提供を行いました。

・新聞、ラジオ等による広報　168回
・パンフレット､ポスターの作成・配布　119,400部
・街頭における広報活動　延104回
・シンポジウムの開催　2回（参加者571人）
・地域のイベント　延24地域


街頭でのＰＲ活動（岡山市）

（２）森づくりのための人材養成及び県民の直接参加による森づくり　（112,225千円）

森林ボランティア活動の中心的役割を担う人材や森林教育に必要な人材の養成を行いました。

また､ボランティア団体や地域住民､企業による森づくり活動を支援するとともに､広く県民を対象として、森林ボランティアを体験してもらうことにより、県民の直接参加による森づくりを推進しました。

・森林ガイドの養成　105名
・高校生を対象とした森林活動指導者養成　15回（延396人）
・植樹のつどい、みどりの大会等の開催　397回（延25,625人）
・地域住民による里山林の整備活動支援　21地区
・小学生を対象とした森林環境教育　40回（18校、延1,067人）
・企業と地元等との森林保全協定の締結　5社
・「岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証制度」の創設


森林ガイド養成研修（和気町）


植樹のつどい（長船町）


小学生の交流学習（鏡野町）


企業による森づくり（美作市）


二酸化炭素森林吸収評価委員会

森づくり活動に多くの県民が参加し、森林整備への理解や協力が深められています。

① 森林ボランティア活動の中心的な役割を担う森林ガイドが１０５名養成され、今後、森林ガイドを中心とする森づくり活動が期待されます。

② 植樹のつどい等の活動に、延２万６千人の県民が参加しています。

③ 活動支援を行った２１地区の里山林では、地域の住民グループにより整備活動が継続的に行われています。

④ 現在、４５の森林ボランティア団体が活動しています。

⑤ 活動支援を行った５社を含む県内の企業８社が、地元等と森林保全活動に関する協定を締結し、森づくり活動に取り組んでいます。

⑥ 学識経験者、企業関係者等で組織する「岡山県二酸化炭素森林吸収評価委員会」での検討結果を踏まえ、企業等が整備した森林による二酸化炭素吸収量を評価、認証する独自の「岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証制度」を創設し、平成２１年４月から適用することとしています。

○「岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証制度」の概要

対象者	法人格を有する企業の外、知事が適当と認める団体
対象となる森林整備	植栽、下刈り、除伐、間伐、枝打ち
対象となる樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、広葉樹
認証の条件	企業等がある一定規模の森林を数年に亘って施業を行うための協定や契約を森林所有者と締結していること。
認証の区分	実践型（自ら森林整備を行った場合） 支援型（費用・物資の提供、委託による実施の場合）
評価	整備した森林の１年（森林整備を行った時点）当たりの二酸化炭素吸収量を評価する。
二酸化炭素吸収量の算定	気候変動に関する政府間パネルのガイドラインに準じ、蓄積変化法により算定する。
審査	岡山県二酸化炭素森林吸収評価委員会において審査する。
認証書の交付	証書には、対象者、整備年度、森林の所在地、整備内容、整備面積、二酸化炭素吸収量を記載する。 岡山県二酸化炭素森林吸収評価委員会の意見を付す。 証書の発行手数料は、無料とする。
公告・宣伝への利用	認証書を社会貢献活動の証しとして、広く広報活動に用いることができる。

事業費合計（平成１６年度～２０年度）

Ⅰ 水源のかん養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり	1,548,840千円
Ⅱ 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進	537,899千円
Ⅲ 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進	153,267千円
事業費合計	2,240,006千円

２　税収の推移等

（１）おかやま森づくり県民税の仕組み

ア　課税方式

県民税の均等割の超過課税

イ　納税義務者

県内に住所等を有する個人と県内に事務所等を有する法人等

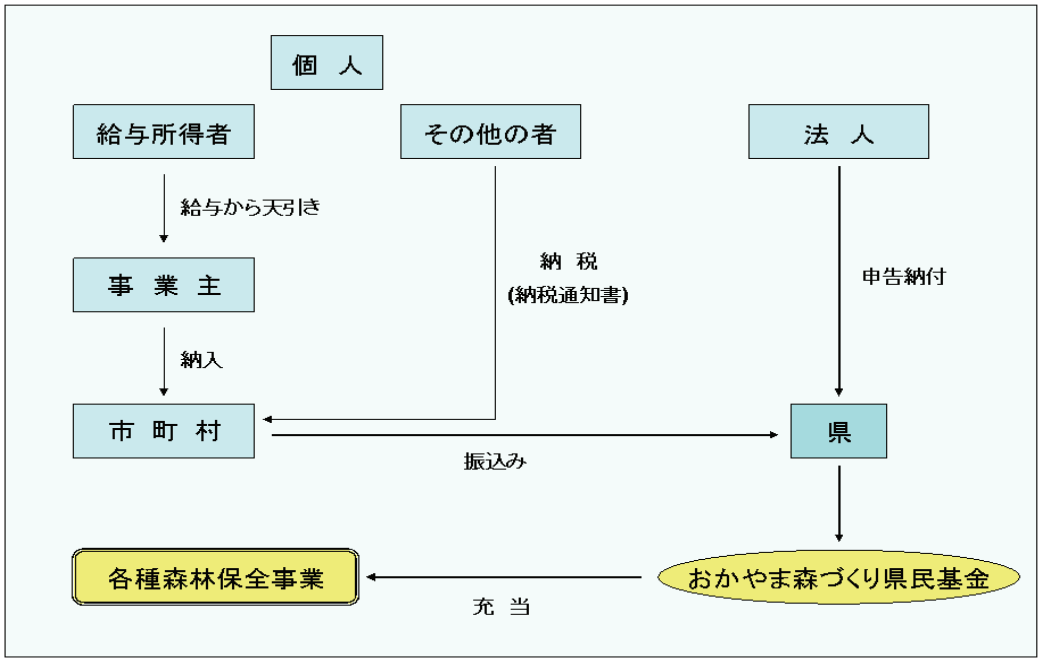
ウ　徴収方法

個人　・給与所得者：事業主が給与から特別徴収（天引き）して市町村に納入

・その他の者：市町村が納税通知書により普通徴収

法人　・県に申告納付

エ　仕組み



オ　税率

個人　・５００円／年

法人　・均等割の額の５％に相当する額

資本金等の金額の区分	標準税率（年額）	おかやま森づくり県民税の税率（年額）
５０億円超	８００，０００円	４０，０００円
１０億円超～５０億円以下	５４０，０００円	２７，０００円
１　億円超～１０億円以下	１３０，０００円	６，５００円
１千万円超～　１　億円以下	５０，０００円	２，５００円
１千万円以下	２０，０００円	１，０００円

（２）税収の推移

税収を決算額でみると、徐々に増加していますが、その理由は、個人県民税については、平成１７年度から平成１９年度にかけて、納税義務を負う夫と生計を一にする妻に対する非課税措置や６５歳以上の高齢者に対する非課税措置が廃止されたため、納税義務者が増加したこと、法人県民税については、課税期間内に事業年度が始まる法人を対象としたため、平成１６年度、平成１７年度にあっては対象となる法人が少なく、平成１８年度からほぼ全ての法人が対象となったことにあります。

（単位：千円）

年　　度		１６	１７	１８	１９	２０
税　収	個人	331,722	361,739	422,349	443,877	443,372
	法人	19,872	108,680	115,264	115,844	115,618
	計	351,594	470,419	537,613	559,721	558,990
前 年 度 比		―	133.8%	114.3%	104.1%	99.9%

（注１）計数は、決算額である。

（注２）法人の税収は、平成１８年度から平年度化している。

（３）税収の充当内訳

徴収したおかやま森づくり県民税は、市町村に交付することとなる徴収取扱費を控除した後、当該年度の森林の保全に関する事業に充当され、残額が生じた場合は、翌年度以降、同様の事業に充当されています。

【徴収取扱費】

・１８年度まで……おかやま森づくり県民税の７％に相当する額

・１９年度から……納税義務者一人あたり３，０００円とされたため、おかやま森づくり県民税に係るものは生じない。

（単位：千円）

区分＼年度	１６	１７	１８	１９	２０	計
税　収　額	351,594	470,419	537,613	559,721	558,990	2,478,337
徴収取扱費	23,221	25,322	29,565	―	―	78,108
事業充当額	271,002	411,639	507,885	532,410	517,070	2,240,006

（注）計数は、決算額である。

３　岡山県税制懇話会報告書（平成20年11月）の概要

県民生活の向上や活力ある地域社会の実現を図るため、分権時代にふさわしい岡山県の税制のあり方について調査研究を行うことを目的として、平成１９年４月に岡山県税制懇話会が設置されました。

「おかやま森づくり県民税」は、条例により課税期間が平成２１年３月末に満了するため、平成２０年度に本懇話会おいて、課税を継続することの必要性をはじめ、制度設計やこれまでの事業の成果等を検証するとともに、主として、今後における効果的な使途事業について審議いただき、平成20年11月13日、知事に報告書が提出されました。





岡山県税制懇話会報告書（平成20年11月）の概要

１　おかやま森づくり県民税の検証・成果（平成１６年度～１９年度）

おかやま森づくり県民税は、すべての県民が享受している森林の公益的機能の重要性にかんがみ、森林の保全に関する施策の一層の推進を図るため、全国に先駆けて導入されたものである。

税の使途については、①水源のかん養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり、②森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進、③森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進を３つの柱として森林保全施策が展開されてきた。

その結果、奥地人工林の間伐や、平成１６年の台風による風倒木被害地の復旧支援が促進され、６,４００ｈａ余りの森林の整備と再生が図られたほか、森林整備の担い手の育成や、県産材を使用した施設整備、延べ２万人の参加を得た県民参加の森づくりが行われるなど、大きな成果が得られた。また、平成２０年４月１日現在、２９の県が森林保全に関する超過課税を行うまでに広がり、波及効果が生じている。

２　おかやま森づくり県民税の必要性

人々の意識は、より快適で安心できる暮らしや心の豊かさを重視する傾向にあり、森林が有する公益的機能に県民の期待はますます高まりつつある。

また、地球温暖化対策が喫緊の課題となっているが、森林による二酸化炭素の吸収を促進するためには、森林の整備を加速させる必要がある。さらに、岡山県では、温室効果ガスの排出量を削減することについて、国を上回る目標を定めているが、これを達成するためには、なお一層、森林を適正に整備することが強く求められる。

一方で、木材価格の長期低落や担い手の減少などに加え、岡山県の森林の９２％を占める民有林は、手入れが行き届かず放置される傾向にあり、森林の荒廃が一層進行している。このため、森林が有する公益的機能が著しく低下しており、県民の生活に重大な影響を及ぼしかねない状況となっている。

我々の生活にとってかけがえのない森林をより良い姿で次の世代に引き継いでいくには、すべての県民が一体となって森林の保全に関する施策を一層推進していく必要があるが、おかやま森づくり県民税は、その貴重な財源として存続させるべきである。

３　使途事業の方向性

これまでの事業の成果や現状にかんがみ、今後とも①水源のかん養、地球温暖化防止などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり、②森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進、③森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進の３つの柱に従いながら、各種の森林の保全に関する施策を実施していくこととする。

新たな対策としては、担い手対策の強化、県産材の加工及び流通対策の検討、国庫補助事業を進捗させるための対策や市町村等による地域提案型事業などが考えられる。

なお、国庫補助事業の実施にあたっては、必要な一般財源を確保することが原則ではあるが、諸般の事情を十分勘案しながら、必要最小限の事業に限定して、おかやま森づくり県民税の充当を検討する余地があるものと考えられる。

４　税制度のあり方

(1)　課税方式

森林の恩恵を享受しているすべての県民と事業者に理解と協力を求め、岡山県の森林を県民全体で支えていくことを本旨とするものであることにかんがみると、現在の県民税均等割超過課税方式を変更する必要はないものと考えられる。

(2)　税率

平成２０年４月１日現在、２９の県が県民税の超過課税を行っているところであるが、そのうち岡山県と同じ税率（個人：５００円、法人：均等割額の５％）により課税しているものは１８であり、全体の半数を超えていること、また、今後、行う必要がある事業に要する費用に相当する税収を確保できる見込みであることなどにかんがみると、税率を変更する必要はないものと考えられる。

(3)　課税期間

おかやま森づくり県民税は、「水源のかん養、地球温暖化防止などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり事業」など、３に掲げる岡山県における特別な行政需要に充当するものであることにかんがみると、主要事業の実施期間を一つの目安として課税を行うこととすべきである。

なお、おかやま森づくり県民税を充当する事業の中核である間伐事業の計画期間が５年間とされていることを踏まえると、おかやま森づくり県民税の課税期間は、５年間とすることが適当である。

５　基金のあり方

おかやま森づくり県民税は、普通税であるため、一般的には使途を限定することはできないが、森林の保全という特別な行政需要に要する費用に限定して充てることを明らかにするため、今後においても、一旦、税をおかやま森づくり県民基金に積み立てた上で事業を進めていくという現行の手法により、制度の趣旨を明らかにしていくことが適当である。

《 参 考 》

○ 岡山県税制懇話会委員

会　長　岡本輝代志（岡山商科大学商学部教授・商学部長）
副会長　石島　　弘（岡山商科大学大学院法学研究科教授）
委　員　井頭　昭子（吉備国際大学非常勤講師）
〃　　桐野　宏司（岡山経済同友会企業経営・環境委員長、瀬戸内エンジニアリング株式会社代表取締役社長）
〃　　澤根みどり（税理士）
〃　　千葉　喬三（岡山大学学長）
〃　　成田美和子（岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議副会長）
〃　　豆原　直行（社団法人岡山県木材組合連合会会、院庄林業株式会社代表取締役）

○ 検討の状況

・第１回会議
開 催 日：平成20年5月22日(木)
主な議題：・おかやま森づくり県民税の導入後の状況について
・第２回会議
開 催 日：平成20年7月8日(火)
主な議題：・おかやま森づくり県民税の必要性等について
・第３回会議
開 催 日：平成20年10月2日(木)
主な議題：・おかやま森づくり県民税の今後の使途について
・第４回会議
開 催 日：平成20年10月29日(水)
主な議題：・おかやま森づくり県民税の今後の使途について
・岡山県税制懇話会報告書骨子について
・第５回会議
開 催 日：平成20年11月11日(火)
主な議題：・岡山県税制懇話会報告書(案)について
・税制懇話会報告書の提出
平成20年11月13日(木)に岡本会長から石井知事に提出

▶ これから（平成２１年度～２５年度）のおかやま森づくり県民税

１　おかやま森づくり県民税の課税期間の延長

平成２１年３月末をもって課税期間が満了する「おかやま森づくり県民税」のあり方について、知事に報告があった岡山県税制懇話会の提言を尊重しながら、検討した結果、引き続き森林の保全に努める必要があるため、課税期間を平成２１年４月から５年間延長することとしました。

２　おかやま森づくり県民税の仕組み

税の仕組みはこれまでと同様に、県民税均等割に上乗せして納入する県民税均等割超過課税により、上乗せ部分の税収を「おかやま森づくり県民基金」に繰り入れて、森林保全施策に限定して使います。

実施期間は５年間（平成２５年度まで）とし、税導入の効果を検証した上で見直しを検討します。また、税収で実施した事業の内容と成果については、毎年分かりやすく公表します。

①　納税義務者

個人：県内に住所がある人、県内に家屋敷等を持っている人

法人：県内に事務所等を持っている法人等

②　税率

個人：年額５００円

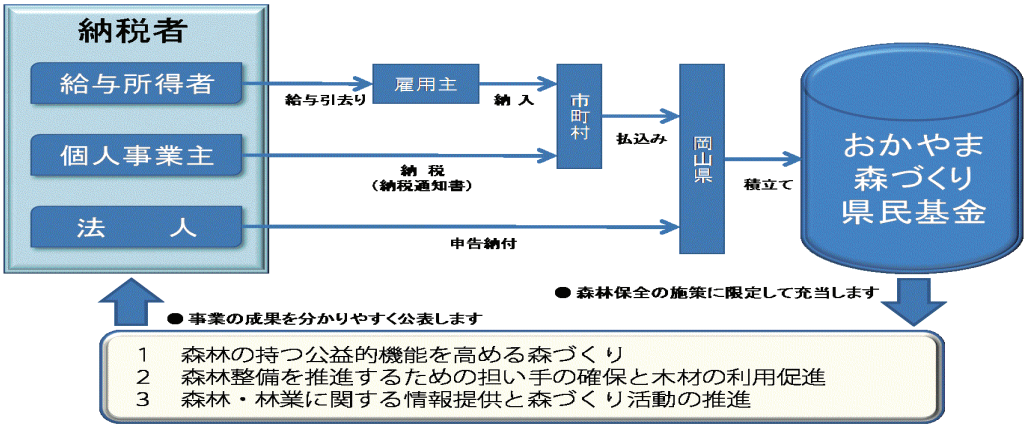
本来の均等割額（年額）		おかやま森づくり県民税額（年額）		納税額（年額）
1,000円	＋	500円	＝	1,500円

法人：均等割額の５％相当額（平成26年3月末までに開始する事業年度分まで適用）

資本金等の金額の区分	本来の均等割額（年額）		おかやま森づくり県民税額（年額）		納税額（年額）
50億円超	800,000円	＋	40,000円	＝	840,000円
10億円超～50億円以下	540,000円	＋	27,000円	＝	567,000円
１億円超～10億円以下	130,000円	＋	6,500円	＝	136,500円
１千万円超～１億円以下	50,000円	＋	2,500円	＝	52,500円
１千万円以下	20,000円	＋	1,000円	＝	21,000円

③　納税方法

県民税均等割超過課税により県民税の一部として納入



３　おかやま森づくり県民税の使途

地球温暖化防止の観点から、森林吸収源対策を加速させるとともに、森林資源を有効に活用して循環型社会を構築することを基本としつつ、これまでの事業成果や現状を踏まえ、今後とも①水源のかん養、地球温暖化防止などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり、②森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進、③森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進の３つの柱に従いながら、各種の森林保全施策を継続的に実施することとしています。

〈施策ごとの推進方向・具体的施策〉

Ⅰ　水源のかん養、地球温暖化防止などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

１　健全な人工林の整備

①　適正な間伐等の促進

間伐は健全で活力ある森林を育成するために欠くことのできない作業であり、間伐が必要な森林はスギやヒノキの人工林の６割に達しています。また、京都議定書の第一約束期間に入り、二酸化炭素の吸収源となる適正に整備された森林を積極的に確保する必要があります。このため、引き続き、適切に間伐を行うことにより、健全な人工林となるよう整備を促進します。

一方、木材価格が長期低落していることや平成１６年の台風第２３号の風倒木被害が大きく影響して、森林所有者の施業意欲が大幅に減退しており、経済的にも疲弊していることから、所有者負担を軽減することにより国庫補助事業による間伐を進捗させる必要があります。

・奥地人工林等の間伐、森づくり作業道の整備
・経営放棄された森林の間伐
・国庫補助事業による間伐

②　間伐材の搬出の促進

間伐材の有効利用は、森林所有者の施業意欲を喚起することになり、その結果、森林の適正な整備が推進されます。また、二酸化炭素の貯蔵体でもある木材を長く利用することは、地球温暖化の防止にも寄与することとなるため、間伐材を搬出することを促進します。

・間伐材の搬出

２　多様な森づくり

①　巨木の森の整備、針葉樹と広葉樹が混交した森づくりなどの推進

清らかな水と優れた木材を同時に育む「巨木の森」の整備や森林の持つ多様な機能を高度に発揮することができるよう、針葉樹と広葉樹が混交する森づくりを推進します。

②　松くい虫による被害を受けた森林の再生と危険箇所の解消

松くい虫によるマツ枯れ被害が県南部を中心に広がりを見せており、森林の持つ公益的機能の低下が懸念されるため、被害木を伐倒して、後継樹が生育しやすい環境を整備することにより、森林の再生を早期に図ります。また、道路等に危険を及ぼすことが懸念される被害箇所の解消を図ります。

・被害を受けたマツ林の再生と危険箇所の解消

③　市町村等の提案による多様な森づくりに対する支援

地域の実情に沿った森づくりを推進するため、市町村等が取り組む事業に対して、幅広く支援します。

Ⅱ　森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

1　林業労働者の就労条件の整備、若い担い手の育成

①　事業体の雇用体制の改善など就労条件の整備の促進

森林の整備を適正かつ持続的に推進するためには、林業への若年労働者の新規就業の定着を促進する必要があります。このため、森林組合や素材生産業者などの事業体に雇用されている労働者の就労条件や労働環境を改善するとともに、受入体制を整備します。

②　林業に必要な知識や技能を備えた人材の育成

多様な森林整備を進め､木材の伐採や搬出などの労働生産性を向上させるため､林業に関する広範な知識と高度な技能を兼ね備えた担い手を育成します。

・新規就業者の技術習得及び定着化のための人材育成に係る支援
・新規就業者の実地研修を行うための森林の提供など

③　林業後継者等の育成に係る支援

林業生産活動に携わっている林業後継者やグループの育成に係る支援にも努めます。

2　木材の利用促進

①　県産材の利用拡大対策の積極的な推進

木材の幅広い利活用は、林業や木材産業を活性化させることはもとより、森林の適正な整備に貢献するとともに、二酸化炭素の貯蔵体である木材の利用を通して地球温暖化の防止にも寄与するため、県産材の利用を積極的に促進します。

特に、木材の良さや利用の意義について県民の理解を一層深めるためには、子どもの頃から環境教育を行うとともに、木と身近に接することができるよう環境を整備することが重要であるため、小学校等の教育施設において県産材を利用することを推進します。

・公共施設等の整備における県産材の使用
・小学校の机及び椅子等の木製化
・高校生が提案する施設整備による木材の利用

②　新たな木材利用技術の開発

森林資源の循環利用を推進していくため、生産から加工及び流通に至るまでの県産材の安定供給体制を構築するとともに、コスト削減のための仕組みづくりや、木質バイオマスの新たな利用に係る取組みを支援します。

・県産材の安定供給体制等に係る地域の取組みへの支援
・木質バイオマスの新たな利用に係る取組みへの支援

Ⅲ　森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

１　県民への情報提供等

①　森林・林業の役割やその重要性、岡山県の森林の現状と課題に関する広報活動

森林の働きや林業の役割等について積極的に情報を発信するなど、県民が森林との関わりを深めるための広報活動を行います。

②　おかやま森づくり県民税を充当している事業の効果的なＰＲ

おかやま森づくり県民税の仕組みやこれを充当している森林の保全に関する事業について、より理解が得られるよう、あらゆる機会を捉えて効果的に情報発信を行います。

③　森林整備の取組みに関する情報の提供

上記のほか、岡山県における森づくりに関する情報を提供し、森林について理解を深めます。

２　森づくりのための人材養成

①　森林ボランティア指導者の養成

多くの県民が森づくりに参加できるよう森林ボランティア活動の指導者を養成します。

・森林ガイド等の養成

② 森林・林業教育に必要な人材の育成

学校、教育機関等と連携を図り、森林体験学習等を行うために必要な人材を育成します。

3 県民の直接参加による森づくり

① 森林体験活動等による森林環境教育の推進

小・中学生をはじめ、多くの県民を対象として森林教室や自然観察会等を開催するなど森林体験活動を推進します。

・保育のつどい等の開催、みどりの少年隊が一堂に会する大会の開催

② ふるさとのみどりの保全活動の促進

ボランティア団体や地域住民によるふるさとのみどりの保全活動のほか、企業と協働して森づくり活動を推進します。

・里山林の保全活動
・企業との協働による森づくり等

「おかやま森づくり県民税」の概要

（森林保全を目的とする県民税均等割超過課税）

<table>
<tr><th colspan="2">項　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td colspan="2">趣　　旨</td><td>水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止など、すべての県民が享受している森林が有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林の保全に関する施策の一層の推進を図る必要があることから、当該施策に要する経費の財源を確保するため、県民税の均等割に超過税率を適用することとし、当該超過相当分の税収により、森林保全事業を推進する。
【税の趣旨・目的を明らかにするために特例条例とした】</td></tr>
<tr><td rowspan="3">納　税
義務者</td><td>個人</td><td>県内に住所等を有する者　（平成20年度：約９０万人）
（非課税対象者：生活保護法による生活扶助受給者、前年所得が一定額に満たない未成年者や老年者等）</td></tr>
<tr><td>法人</td><td>県内に事務所等を有する法人等　（平成20年度：約４．４万社）</td></tr>
<tr><td colspan="2">【負担者は県民税均等割の納税義務者と同一】</td></tr>
<tr><td rowspan="3">税　率</td><td>個人</td><td>平成２１年度から平成２５年度までの個人の県民税の均等割の税率を、県税条例で定める額（年額１，０００円）に５００円を加算した額とする。</td></tr>
<tr><td>法人</td><td>平成２１年４月１日から平成２６年３月３１日までの間に開始する事業年度分の法人の県民税の均等割の税率を、県税条例で定める額に当該額の５％相当額を加算した額とする。
<table>
<tr><th>資本等の金額の区分</th><th>現行の均等割額</th><th>加算額</th></tr>
<tr><td>50億円超</td><td>年額　800,000円</td><td>40,000円</td></tr>
<tr><td>10億円超～50億円以下</td><td>年額　540,000円</td><td>27,000円</td></tr>
<tr><td>1億円超～10億円以下</td><td>年額　130,000円</td><td>6,500円</td></tr>
<tr><td>1千万円超～1億円以下</td><td>年額　50,000円</td><td>2,500円</td></tr>
<tr><td>1千万円以下</td><td>年額　20,000円</td><td>1,000円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="2">【加算税率分が森林保全のための財源となる】</td></tr>
<tr><td rowspan="2">徴収方法</td><td>個人</td><td>・給与所得者：雇用主が給与から特別徴収して市町村に納入
・給与所得者以外：市町村が納税通知書により普通徴収</td></tr>
<tr><td>法人</td><td>県に対して申告納付</td></tr>
<tr><td colspan="2">使　　途</td><td>加算した額に係る実収納額に相当する額を「おかやま森づくり県民基金」に積み立てる。
【基金は森林保全施策の財源とする場合に限り取り崩し可能】
１　水源のかん養、地球温暖化防止などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり
２　森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進
３　森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進</td></tr>
<tr><td colspan="2">税収規模</td><td>H16年度　約3.5億円(決算)、H17年度　約4.7億円(決算)
H18年度　約5.4億円(決算)、H19年度　約5.6億円(決算)
H20年度　約5.6億円(決算)、H21年度　約5.6億円(見込)</td></tr>
<tr><td colspan="2">そ　の　他</td><td>・平成16年4月導入。平成21年4月から５年間延長。
・実施期間は５年間とし、税導入効果を検証して見直しを検討する。
・税収で実施した事業の成果を毎年分かりやすく公表する。</td></tr>
</table>

※地方税法の改正等により変更になる場合があります。

「おかやま森づくり県民税」の使途

1　おかやま森づくり県民税の目的

県民共有の財産である、水源かん養機能をはじめとする森林の公益的な機能を持続的に発揮させるため、すべての県民に広く負担を求め、それを財源とした森林保全事業を実施し、その成果を県民に示していくことで、県民に森林の大切さを知ってもらうとともに、県民一体となって森林の維持保全に取り組むことを目指す。

2　おかやま森づくり県民税の使途

使途の柱	推進の方向	具体的な施策
Ⅰ 水源のかん養、地球温暖化防止などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり	健全で活力ある森林を育成するとともに、二酸化炭素の吸収源となる適正に整備された森林を積極的に確保するため、間伐の実施を通した健全な人工林の整備を促進する。 また、松くい虫の被害を受けた森林の再生や市町村等の提案による地域の実情に沿った多様な森づくりを推進する。	① **健全な人工林の整備** ・適正な間伐等の促進 ・間伐材の搬出の促進 ② **多様な森づくり** ・巨木の森の整備、針葉樹と広葉樹が混交した森づくりなどの推進 ・松くい虫による被害を受けた森林の再生と危険箇所の解消 ・市町村の提案による多様な森づくり
Ⅱ 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進	森林の整備を適正かつ持続的に推進するため、労働者の就労条件を整備するとともに、林業に必要な知識・技能を備えた人材を育成する。 また、木材の幅広い利活用を促進し、森林の適正な整備と二酸化炭素の貯蔵による地球温暖化防止に貢献するとともに、県産材の安定供給体制を構築し、森林資源の循環利用を推進する。	① **林業労働者の就労条件の整備、若い担い手の育成** ・事業体の雇用体制の改善など就労条件の整備の促進 ・林業に必要な知識や技能を備えた人材の育成 ・林業後継者等の育成に係る支援 ② **木材の利用促進** ・県産材の利用拡大対策の積極的な推進 ・新たな木材利用技術の開発
Ⅲ 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進	森林の働きや林業の役割、おかやま森づくり県民税の仕組みやそれを充当している森林保全事業の取組などについて、県民に情報を発信するとともに、森づくりのための人材の養成や、県民の直接参加による森づくり活動を推進し、森林整備への理解と協力を深める。	① **県民への情報提供等** ・森林・林業の役割やその重要性、岡山県の森林の現状と課題に関する広報活動 ・おかやま森づくり県民税を充当している事業の効果的なＰＲ ・森林整備の取組に関する情報の提供 ② **森づくりのための人材養成** ・森林ボランティア指導者の養成 ・森林・林業教育に必要な人材の育成 ③ **県民の直接参加による森づくり** ・森林体験活動等による森林環境教育の推進 ・ふるさとのみどりの保全活動の促進

４　平成２１年度「おかやま森づくり県民税」事業の概要

平成２１年度予算額　５５６，３６０千円

Ⅰ　水源のかん養、地球温暖化防止などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

（１）健全な人工林の整備

（単位：千円）

事　業　名	予算額	事　業　内　容
CO_2吸収源対策緊急間伐事業	138,000	森林の公益的機能の早期回復を図るとともに、地球温暖化の防止に貢献するため、森林組合等が経営を放棄した森林所有者に代わって、施業が行われず著しく機能が低下したスギ・ヒノキ人工林の切捨間伐を実施するために必要な経費を助成する。
森林機能強化事業	112,968	森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、国庫補助の対象とならない36～45年生のスギ・ヒノキ人工林の切捨間伐及びこれらを推進するための作業道の開設及び補修に要する経費を助成する。
搬出促進事業	9,600	木材価格の低迷によるスギ林の間伐意欲の減退を防ぐとともに、間伐材の有効活用を図るため、スギ間伐材について山土場から市場までの搬送費を助成する。
造林補助事業（間伐促進）	87,963	森林の公益的機能を持続的に発揮させるとともに、地球温暖化防止等間伐推進５カ年計画を着実に実行するため、造林補助事業（切捨間伐）に森づくり県民税を充当する。

（２）多様な森づくり

事　業　名	予算額	事　業　内　容
被害松林危険箇所解消事業	10,900	地域住民の安全・安心を確保するため、道路沿線や人家の裏等の危険性の高い松くい虫被害木の伐倒・整理に要する経費を助成する。
自然力を活かした森林再生事業	29,100	広葉樹の萌芽更新等による自然力を活かした森林の早期再生を図るため、松くい虫の被害林において、過年度被害木及び不用木の除去等に要する経費を助成する。 また、公益的機能の高い保全すべき松林の健全な育成を図るため、松くい虫の繁殖源となる被害木の伐採等に要する経費を助成する。
市町村提案型森づくり事業	25,000	森林をめぐる地域の実情や課題に対応した多様な森づくりを促進するため、市町村等の提案による森づくり県民税の趣旨に即した取組を支援する。
小　計	413,531	

Ⅱ　森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

（１）林業労働者の就労条件の整備、若い担い手の育成

（単位：千円）

事　業　名	予算額	事　業　内　容
森林保全担い手対策事業 〔ニューフォレスター育成支援事業 ニューフォレスター創造事業〕	45,968	将来の林業を担う新規就業者を育成するため、職場内研修を行う林業事業体に対して研修経費の一部を助成する。 また、新規就業者が、技術習得を目的として施業に従事できるよう、県及び市町村の森林利用施設における実践活動の機会を提供する。
森林保全担い手対策事業 〔林業労働安全・安心推進事業〕	1,565	林業就業者の新規参入及び定着化を促進するため、林業事業体に対して、安全作業を確保するための装備・器具等の導入を支援する。

（２）木材の利用促進

事　業　名	予算額	事　業　内　容
おかやまの木でつくる快適環境整備促進事業	18,250	県産材の需要拡大を図るため、公共施設等における県産材を利用した内装等の整備や、地域住民等による自主的かつ計画的なまちづくりでの県産材の使用を支援する。
木とふれあう快適学習環境づくり事業	39,875	木材利用に対する良き理解者を増やすため、小学校に県産材で作った学習机・椅子を導入し、子どもや保護者等が木の良さを実感できる快適な学習環境を整備する。
おかやまの森林資源活用推進事業	1,133	地域の林業・木材産業界等が行う木質バイオマスの新たな利用開発や、生産から加工・流通に至る県産材の安定供給体制づくりに向けた検討に対する支援を行う。
高校生「県産材活用」ＵＤ整備事業	10,000	生徒自らの企画・提案により、県産材を使ってユニバーサルデザインに配慮した居室の改修を行い、生徒の憩いの空間、地域住民との交流の場として整備する。
小　計	116,791	

Ⅲ　森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

（１）県民への情報提供等

事　業　名	予算額	事　業　内　容
おかやま森づくり情報発信事業	7,354	森林の働きや現状と課題、林業振興のための県の取組や「おかやま森づくり県民税」を財源とした森林保全事業の実施状況などを広く県民に分かりやすく伝える。

（２）森づくりのための人材養成、県民の直接参加による森づくり

事　業　名	予算額	事　業　内　容
みどりの大会開催事業	2,000	みどりの少年隊をはじめとする児童、生徒及び関係者が一堂に集まり、自然観察等の野外体験活動を通じた交流を通して、みどりを守り育てていく心を育む契機とするため、「みどりの大会」を開催する。
ゆめ・みらい・おかやまの森づくり推進事業	16,684	県民各層の幅広い参加による森づくりを推進するため、森林ボランティアの指導者等を育成する。また、森林保全活動に取り組む企業に対し、情報提供や森林整備による二酸化炭素吸収量の認証制度等の支援体制を整備する。
小　計	26,038	

合　計	556,360	